

埼玉県立富士見高等学校 部活動に係る活動方針

◆活動の基本方針

- 学習活動と部活動の両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康増進を図る。

◆指導体制の整備

- 各顧問が年間、月間の活動計画及び、活動実績を作成し、管理職に提出する。
- 作成した各種計画については、生徒及び保護者に公表する。
- 管理職は、適宜部活動の視察を行い、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 各部とも複数顧問による指導体制を整える。
- 外部指導者について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

◆具体的な部活動の進め方について

- 施設や設備の点検を定期的に行い、事故を未然に防ぐよう努める。
- 体罰やハラメントの根絶を宣言し、職員研修を実施する。
- 部活動顧問会を設置し、定期的な情報交換を行う。
- 生徒間のいじめやトラブル等を防止するため、顧問、担任、養護教諭等の連携を図る。
- 教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修会を実施する。
- 効率的で安全な練習計画を作成し、生徒が自主的かつ自発的な活動できるよう校内研修の開催や、校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

◆適切な休養日等の設定について

- 学期中は、原則として週2日以上以上の休養日を設定する。
(平日1日以上かつ週休日のいずれか1日以上)
- 各競技、活動の特性に応じて、大会及びコンクール等の日程を考慮して休養日を設定する。
- 大会等の日程により、平日1日以上かつ週休日のいずれか1日以上以上の休養日の設定が困難な場合、年間5週と考え、平日及び週休日に104日以上以上の休養日を設定する。
- 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。
- 1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、連続する3日程度の休養日を設定する。
- 顧問と生徒間で参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。

平成31年4月1日より施行する。